

令和7年7月の型式試験実施状況

1 概況

遊技機区分	受理件数	結果書交付	適合	不適合	みなし不適合
ぱちんこ	49	45	7	38	0
回胴式	53	55	6	49	0

2 不適合事例

(1) ぱちんこ遊技機

審査区分	不適合事項	理由
遊技機の試験	別表第四 (1) 口 (ハ)	試射試験の結果、1 時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) 口 (ニ)	試射試験の結果、4 時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) 口 (ホ)	試射試験の結果、10時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) 口 (ヘ)	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) ヘ (ヘ)	大入賞口が、おおむね1 0 個を超えて入賞する性能を有していた。
	別表第四 (1) リ (イ)	遊技球が普通電動役物に係る入賞口へ入賞したにもかかわらず、払出を行わないことがある性能を有していた。

(2) 回胴式遊技機

審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第三 (1) イ (ト)	異なる回路構成を持つ基板に対し、過去に適合した基板と同一の管理番号を付与していた。
	別表第五 (1) ヌ (イ)	第一種特別役物及び第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時の遊技メダル等の獲得性能が、非作動時に比べて下がる性能を有していた。
		再遊技が作動しているにもかかわらず、遊技者が特定の操作をしなければ回胴回転装置を作動させるためのレバーが有効とならないため、回胴回転装置を作動させることができない性能を有していた。
遊技機の試験	別表第三 (1) イ (ト)	異なる回路構成を持つ基板に対し、過去に適合した基板と同一の管理番号を付与していた。
	別表第五 (1) ロ (ホ)	試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ヘ)	シミュレーション試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ト)	試射試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (チ)	シミュレーション試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (リ)	試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ル)	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ヲ)	シミュレーション試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ヌ (イ)	第一種特別役物及び第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動時の遊技メダル等の獲得性能が、非作動時に比べて下がる性能を有していた。 再遊技が作動しているにもかかわらず、遊技者が特定の操作をしなければ回胴回転装置を作動させるためのレバーが有効とならないため、回胴回転装置を作動させることができない性能を有していた。

(参考) 年間実施状況

月別 区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
ぱちんこ	受 理 件 数	44	45	44	47	45	49	49						323
	結 果 書 交 付	51	43	47	45	40	49	45						320
	適 合	14	9	14	9	6	9	7						68
	不 適 合	37	34	33	36	34	40	38						252
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0						0
回胴式	受 理 件 数	48	48	48	49	50	52	53						348
	結 果 書 交 付	47	39	46	47	51	45	55						330
	適 合	7	5	2	4	7	2	6						33
	不 適 合	40	34	44	43	44	43	49						297
	みなし不適合	0	0	0	0	0	0	0						0